

第3回「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会」議事録

1. 日 時 令和6年2月8日（木） 午後7時00分～午後8時20分

2. 場 所 宇都宮市役所14階 14C会議室

3. 議 事 「児童相談所の組織・職員体制等について」

4. 出席者（委員：7名，随員：1名，事務局：10名，計：18名）

【委 員】

大竹智委員，飯村文俊委員，山形崇倫委員，福田雅章委員，稲葉幸嗣委員，
鈴木朱美委員，岸本俊彦委員

【事務局】

〔子ども部〕 高野部長，田邊次長

〔子ども政策課〕 西山課長，近藤補佐，若井係長，佐藤総括，増山主事

〔子ども支援課〕 富山課長，関室長，加藤補佐

5. 公開・非公開の別 公開

6. 記者・傍聴者数 3名

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 「児童相談所の組織・職員体制等について」</p> <p>(事務局説明)</p>
会長	<p>ただいま説明があった件について、委員の皆様からご意見ご質問をお願いしたい。まず、「組織・職員体制」について、ご意見・ご質問はあるか。</p>
委員	<p>寄り添い型の支援と公権力を伴う介入について、明確に2つに分けることが良いのか。寄り添い型の支援を行う人が、重篤化した際に介入を行う人を呼ぶといったことは、あまりない方が良くと思う。寄り添っている人が介入まで行くと、保護者との関係が上手くいかなくなってしまうなど、どういった考えで分けることとしたのか伺いたい。</p>
事務局	<p>本市では、児童虐待等が重篤化しないよう、寄り添い型の支援を行う職員が可能な限り早期にケアを行っているところである。しかしながら、寄り添い型の支援のみで対応できなくなってしまう場合もあり、支援を受ける側の方の立場からすると、これまで支援してくれていた職員が、子どもを引き離して保護するといったことがあると、行政に対して不信感を抱くことが懸念されることから、支援と介入を行う職員を分けることが、今後、支援を行っていく上で有効であると考えている。</p>
委員	<p>それで良いと思うが、そうすると、引き取った後については、寄り添い型の支援を行う職員がその子を引き継ぐことになるのか。</p>
事務局	<p>そのように想定している。実際に一時保護が解除された場合には、寄り添い型の支援を行う職員が寄り添うことで、支援を受ける側の方も、「この人であればアドバイスを聞こう」といったことが期待できるため、組織を分けることが効果的かと考える。</p>
委員	<p>虐待対応のケースについて、本来、寄り添い型の支援については、その家庭に寄り添いながら継続的に支援を行うことが理想とされている。しかしながら、介入に頼ることが容易になると、当該ケースに対して無責任になっていくことが懸念される。そういった、ケースワーカーの育ちが無く</p>

	<p>なるような支援体制にならないよう留意していただきたい。</p> <p>また、児童相談所の中に、寄り添い型の支援を行う職員と、介入を行う職員がいることで、結果的に、児童相談所が子どもを引き離すこととなり、児童相談所に対する信用が低下する恐れがある。これまでは、市町村が支援中心で、県の児童相談所が介入中心であり、市町村の支援が不十分なことにより、即介入となるケースがいくつか見られた。しかしながら、宇都宮市として一体的に実施するとなると、児童相談所とこども家庭センターそれぞれが、どのように役割を果たすかということが非常に重要となる。各機能が十分な連携を図れるよう、検討を進めていただきたい。</p>
事務局	<p>児童相談所の職員を育成するだけでなく、現在、市が行っている寄り添い型の支援の質を上げていく必要もあると認識した。</p>
委員	<p>現状、県の児童相談所を見ていると、寄り添い型の支援ができるだけのケースワーカーが育っていないように感じる。介入は、端的に言うと引き離すことが主だが、寄り添い型については、粘り強く親と付き合っていくだけの人材が求められる。県の現状では、3年程度で異動してしまうことが多いため、ベテラン職員が少なくなっていると感じる。そういったことなどから、こども家庭センターなどの役割が大変重要であり、また、組織全体のことを言うと、市だけでなく、民間のノウハウなども生かしながら体制を充実させる必要があると感じる。</p>
事務局	<p>国や県において不十分な部分について、本市では、より市民に身近な行政として、こども家庭センターはじめ、寄り添い方の支援を拡充させてきたところである。</p>
委員	<p>寄り添い型の支援を行っているとのことだが、医療の現場から見ると、現状、寄り添ってくれていないように感じる。自治体は、病院に行って相談するようにと親に説明する。病院は来てくれれば対応できるが、来ないと対応できない。また、病院に来た家庭について、心理士などが対応するが、その後、自治体にその子を引き継いでも、支援が十分でないことがあり、児童相談所に通告して対応してもらおうこともある。</p>
委員	<p>昔は、ベテランケースワーカーが、上手に家庭に入り込み、子どもに関する悩みなどに対応できていたが、近年では、そういったケースワーカーが育っていないように感じている。</p>

委員	<p>そのような中、組織を分けることで、担当する児童福祉司が育っていかないことが危惧される。</p>
事務局	<p>本市では、今年度から、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が一体的に連携を図りながら支援を実施しているところだが、虐待のケースについては、予防の面からも、職員を育成し、体制を強化するとともに、家庭の様々な悩みに対応できる事業も構築していかなければならないと認識している。これまで、支援と介入を県と役割分担しながら実施してきたところであり、委員ご指摘のとおり、ケースワーク力を高めていきたいと考えているが、現状では、支援と介入の組織を分けることが現実的であると捉えている。</p>
委員	<p>通告後、すぐに子どもを親から引き離すのではなく、児童相談所に通告されても、介入はしつつ、引き離す時期を見極めることも必要かと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>資料上、寄り添い型の支援と公権力を伴う介入を明確に分けるように見えるが、実際にケースワークを行っているところ、寄り添い型の支援の最中に、いきなり介入を行う職員が来て、急に引き離すといったことは上手くいかず、こども家庭センターの母子保健と、家庭児童相談室が協力しながら支援を行っているところであり、母子保健においても、寄り添いながら指導することがある。さらに、その指導が上手く伝わらない際に、家庭児童相談室が強めの指導を行っているところであり、寄り添いながら支援を続けることで、子どもたちの命にかかわるような重篤なケースになり得る場合は、児童相談所に通告し、介入による対応を行ってもらおう。はっきり線を引くわけではなく、支援のレベルを上げていき、介入そのものは最終手段になると考える。</p> <p>委員ご指摘のとおり、我々は行政職であり、専門的な知識や、ケースワークのスキルが不足している点もあると思うが、県において、福祉職としての採用が開始したところであり、そういった職員を児童相談所に配置し、体制を充実させるといったような動きがあることから、本市においても、人材の確保・育成の面で検討していきたいと考えている。</p>
委員	<p>児童福祉施設では、年間で考えると、かなりの数のショートステイを受けている。その中で、一時保護かショートステイかを判断することが難しいケースもある。宇都宮市で一時保護所を作ることになれば、宇都宮のケースは宇都宮市で対応してほしいと児童養護施設から言われるようになると思う。そういったことも含め、寄り添い型の支援のところ、ショー</p>

	<p>トステイなどを強化しなければ、結果的に支援が滞ってしまう恐れがある。介入だけでどうにかするのではなく、その前段階で親のレスパイトを行わなければならない。里親によるショートステイなども含め、そのための受け皿を増やしておく必要があるだろう。一時保護所だけで対応できなくなることも懸念されるため、その前段階についても、十分に準備しておくべきである。</p>
事務局	<p>市として一時保護所を設置し、一時保護を行っていく一方で、民間の児童養護施設などにご協力いただきながら、ケースによっては、施設に入所させていただくことも想定される。一時保護所が対応すべきケースと、児童養護施設などに依頼できるケースの判断材料について、参考のようなものがあればご教授いただきたい。</p>
委員	<p>明らかに親が虐待しているケースについては、安全確保の観点から、一時保護を行う必要がある。一方で、背景には親の虐待があるが、その力関係が逆転してしまい、子どもが暴れてしまうことに対し、親が対応できなくなってきた際に、親側がギブアップしてしまうこともある。そのケースについては、急にギブアップしてしまうわけではなく、前段階で必ず大変さを感じるタイミングがあり、その大変さを感じる際に、どのように親を休ませるかという点も重要となる。親がそういった大変さや困難を感じた際に、どう休ませるか考えると、やはりショートステイが必要となってくるだろう。児童相談所が介入せずに、寄り添い型の支援を行っても、預かる場所がなければ、親はダウンしてしまう。</p>
委員	<p>病院においても、何人か同様の悩みを抱えている方がいるが、児童相談所に通告せざるを得ない場合もある。</p>
委員	<p>近年では、10歳を過ぎた男の子にそういったケースが多くなってきている。さらには、思春期の女の子についても、スマートフォンで知らない人と知り合い、親が家に入れず、行くところがなくなってしまった結果、警察に保護されるケースも見受けられる。</p>
事務局	<p>子どもの命に係わるようなケースと、子どもが暴れてしまうようなケースである程度の線引きができると認識した。</p>
委員	<p>親子間で煮詰まってしまった際に、少し距離を置き、親も冷静になる時間と、子どもも冷静になる時間があると、その後の対応が全く違う。重篤な状態になる前に、適切な支援を行うことで、一時保護を行わずに解決す</p>

	<p>ることもある。私自身の経験になるが、「これまでSOSを出しても助けてくれなかったのに、今になって虐待と判断され、自分が悪者になって子どもが引き上げられていく。」と親から言われたこともある。</p>
事務局	<p>本市としても、ご指摘いただいたようなケースが発生しないよう支援を行っているところだが、しかるべき支援ができていない部分があることを痛感している。こども家庭センターのスキルアップの必要性について、非常に強く実感したところである。</p>
委員	<p>病院においても相当な数の方が同様の相談をしてくる。是非とも支援体制を強化していただきたい。</p>
会長	<p>宇都宮市としては、組織上、寄り添い型の支援と公権力を伴う介入を分けていくと考えているが、運用面において、児童相談所だけに力を入れるのではなく、こども家庭センターの機能も充実させ、両輪となって支援を行うことが重要である。先日、他都市の児童相談所に伺った際、児童相談所を作っただけでは上手くいかず、レスパイトの観点から、短期間でも受け入れられるような里親をいかに多く確保するかが重要だという話を聞いた。物理的に離すことで落ち着かせ、そのタイミングで寄り添い型の支援を行い、親の気持ちをしっかり受け止めていくことで、その家庭から頼られる存在になっていくと考える。先ほど、「SOSを出しても受け取れなかった」といった話があったが、市民がSOSを出せるような環境づくりも行っていたきたい。</p> <p>また、これまでは、県と市で役割分担してきたとのことだが、宇都宮市が児童相談所を設置することで、市として支援と介入の両方を行えることは、大変に意味があることだと考える。県と市では距離があるが、市が独自に設置することで、物理的にも近くなり、上手く連携を図ることができれば、充実した支援につながる可能性は高いと思う。</p> <p>組織・職員体制については以上とする。続いて、人材の確保・育成について、ご意見・ご質問はあるか。</p>
委員	<p>人材の確保は非常に大変だと思う。資料に記載のとおり、任期付採用も活用しながら、計画的に進めていただきたい。</p>
会長	<p>他都市においても、奈良市は4年前、港区は9年前から職員の育成を行っている。宇都宮市としても、中長期的な視点で養成していくとのことだが、こども家庭センターが同じ市職員であることも踏まえ、他自治体への派遣研修と内部の育成を織り交ぜながら、両方の人材を育てていく視点も</p>

	<p>必要である。工程表にもあるとおり、市としては、最低でも6年前から育成していくとの考えである。ある程度時間をかけて、十分な人数、体制を整えていただきたい。</p>
事務局	<p>スライドの19ページにも記載させていただいたが、他自治体への派遣研修加えて、本市の児童福祉に関連する部署に配置し、様々な経験を積めるような環境を整え、力のある職員を育成していきたいと考えている。</p>
委員	<p>先日、県の職員から、福祉職で採用した職員でも辞めてしまうといった話を聞いた。東京都では、児童相談所が、児童養護施設などに対し、ソーシャルワーカーを募集している。東京都と同様に、児童養護施設に募集するのも良いと思うが、児童養護施設に職員を派遣することも必要になってくると感じる。児童養護施設においては、子どもの背景や望んでいることなど、まずはその子を理解しようとするところから始める。そういったことから、養育の難しさや、親の思いなど、子どもと一緒に理解できるようにする。児童福祉施設での経験は、児童相談所の運営にも役立つことが多いと考える。施設としても協力する意向はあるため、是非とも検討していただきたい。</p>
事務局	<p>県とも定期的に意見交換しているところであり、福祉関連の職員については、確保が難しいという話をいただいている。委員のご意見も踏まえ、職員がその環境に定着していただけるような仕組みについて、今後、整えていかなければならないと改めて認識させていただいた。</p>
会長	<p>先ほど、現場でも受け入れるという話があった。そういった現場に足を運び、子どもたちと生活をともにしながら、児童相談所の職員として育成されていくことが望ましいと思う。</p> <p>また、一時保護されている子どもを施設に連れていく際、支援員が施設のことを何も知らなければ、子どもの相談に乗ることが難しくなる。自分たちが現場を知るという観点からも、児童養護施設等での研修も検討していただきたい。</p>
委員	<p>児童養護施設で、子どもとともに、困難を抱える親を見ながら、ケースワーカーとしてどのように支援していくのか、現場で実践しながら学ぶこともより良い育成につながると考える。</p>
事務局	<p>市職員として、子どもや福祉に関する様々な経験を積むことができると感じた。今後、児童養護施設等への派遣研修についても検討していきたい。</p>

委員	病院も見に来ていただき、状況を理解していただきたい。
会長	人材の確保・育成については以上とする。続いて、候補地の考え方について、宇都宮市としては、緊急時の迅速性、市民の利便性、候補地の規模、土地の安全性、他機関との連携、保護した子どもへの配慮といった6つの項目を踏まえながら検討していきたいとのことだが、ご意見・ご質問はあるか。
委員	他都市では、3千㎡から1万8千㎡とのことだがどの程度の広さが必要なのかイメージできない。一条中の跡地はどの程度の広さなのか。
事務局	<p>一条中学校跡地は、約1万9千㎡であり、現在の一条中学校は、約2万1千㎡である。また、中央児童相談所は、グラウンドも含めて3千㎡程度であったと記憶している。</p> <p>児童相談所に加え、一時保護所とグラウンドも整備するため、他都市の状況等を踏まえ、概ね1万㎡程度の土地の広さが確保できると良いだろうと考えている。土地の広さは重要な視点の1つであるが、可能な限り、利用される家庭や子ども自身が、安心して来所できるような視点も持ちながら絞り込みを行い、その中で、候補地となるようなところを探していきたいと考えている。</p>
委員	先日、宇都宮の少年鑑別所を移転するといった話を聞いた。数年後になると思うが、現在の少年鑑別所の土地は余ると思う。少し遠いかもしれないが、参考にさせていただきたい。
事務局	市有地はもとより、国有地や県有地、また、民有地も含めて、候補となりそうな場所を一旦俎上に挙げ、その中で検討していく予定である。
会長	6つの項目を示していただいているが、今後、この項目に沿って評価していくことで良いか。
各委員	承知。
会長	設置に向けた工程について、資料の最後に記載があったが、市としては、人材の確保・育成や、施設の整備について、開設の6年ほど前から進めていきたいとのことであった。

委員	設置に当たっては、6年以上かかるのか。
事務局	建物自体は、ある程度の期間があれば作れるかと思うが、人材の確保や育成に時間かかると考えている。
委員	逆に、人材育成を早めていただき、現在の子ども支援の体制を強めていただきたい。
事務局	承知した。
会長	予防の観点から、寄り添い型の支援を行う職員についても、しっかりと養成していただきたい。
委員	私も子育てしているが、地域の繋がりが薄れてきていると感じている。同じマンション内の住民が分からなかったり、子ども会自体が弱体化したりといった状況になっている。そのような中で、社会で相談できる人がいなくなっているのではないかと感じる。産まれて間もない時には乳児検診などがあるが、それ以降は支援がバラバラになっているように感じる。街中に住む身として、担当者が定期的に子どもや家庭の相談を聞いてくれるような取組があっても良いのではないかと感じる。田舎の方では、近所同士で目を配り合っているように感じるが、街中では、各家庭が孤立しているようなイメージがある。寄り添い型の支援といっても、手を挙げないと寄り添ってもらえない状況になっているのではないかと感じる。子どもをたくさん産んでほしいのであれば、手を挙げなくても寄り添ってもらえる支援について、充実させていくべきだと考える。
委員	小学生までは、コミュニティができており、繋がりがあのように感じるが、中学生以降になると、それが無くなってしまっているように感じる。
委員	高校生になると、特に、地域との繋がりが無くなる。
委員	子どもが産まれてすぐは、市でも訪問を行っている。
委員	そういった取組をもう少し高い年齢まで実施する方向性もあると思う。
委員	市の広報紙などを見ていると、乳幼児関係の支援や行事はたくさんある。中学生や高校生向けのものはそれほど多くない。市として幅広い年齢をサポートしていくことは難しいかと思うが、検討していただきたい。

会長	<p>小学生までは、親も含めてターゲットとなるが、中高生になると、当人をターゲットとしなければならない。子どもの居場所作りでは、児童館の中で、中高生の居場所をどうしていくかといったところが課題になっており、ネット空間だけではなく、対面的な居場所を地域の中にかに持てるかが重要視されている。児童相談所と子ども家庭センターだけでなく、地域の民生委員や児童委員、関係団体などの市内にある社会資源を、いかにネットワークを作りながら、それぞれ寄り添っていけるかが重要である。</p>
委員	<p>昔は部活動などが盛んであり、私自身も小学校2年生から野球をしていた。そういったクラブなどに入れば、指導してもらえていたが、そういった活動が弱体化おり、人との結びつきが弱くなっているように感じる。相談できる相手がいれば、何か聞いてみたいことがある家庭も多くあるのではないだろうか。子どもが上手いことってないことは、親として恥ずかしいと感じる人もおり、ある程度信頼できる人じゃないと相談しづらいだろう。</p>
委員	<p>宇都宮市のような大きな自治体になると、様々な支援メニューがある。親自身も、その中で自分のニーズにあったものを選んでいくため、複雑多様化しているように感じる。一方で、小さな自治体においては、保護者のニーズがたくさんあっても、それに応えることができるだけのメニューがない状況であり、それも問題である。</p>
委員	<p>選択肢が少ない分、集まりやすいことから、やりやすい面もあるが、不満が溜まりやすいといった面もあるだろう。</p>
会長	<p>その他、本日の案件でご意見等はあるか。</p>
委員	<p>委員の皆さんのご意見を伺い、人材確保が非常に大変であると感じた。開設後、職員が辞めてしまわないよう、十分な期間を設けて育成していく必要があると感じた。県や他自治体、児童養護施設などに派遣していくとの説明であったが、1人で行かせるのではなく、複数で行かせて、同じものを共有するといった機会を確保した方が良いと思う。また、育成した職員が、児童相談所配属後、精神的に追い込まれて辞めてしまうことが無いよう、配慮もしていただきたい。</p>
委員	<p>国家公務員も、様々な人材を採用する上では、多くの課題を抱えている。本件については、1から組織を作り、そこに充てる職員を確保・育成することとなるため、困難な面が多いと思う。是非とも、宇都宮市が一丸とな</p>

	<p>り、確保策を講じていただきたい。</p>
委員	<p>市内のどこかに児童相談所を設置することになると思うが、周辺に住んでいた市民にとっては、デメリットとなる点があるかもしれない。そういった点も考慮しておかなければ、トラブルがあった際に困ってしまうだろう。利便性のいい場所となると、既に住んでいる方も多いたことが想定され、設置に対して反対意見が出る可能性も考えられる。</p>
委員	<p>県の児童相談所には経験があり、その機能を強化すれば良いのではないかとといった考え方もある。宇都宮市で独自に児童相談所を設置する意味があるのかといった点を乗り越えなくてはならないため、大変なことではあるが、設置に向け、十分に検討していただきたい。</p>
事務局	<p>市域の中で寄り添い型の支援を行っていることで、実際にその状況を分かっているからこそ、一時保護の妥当性についても、適切な判断ができるものと考えている。そういった地域の状況も吸い上げた上での、児童相談所設置促進であり、市としても設置することとしたところである。</p>
委員	<p>昔は、大変な家庭に対して児童相談所が介入し、家庭から子どもを離して施設に措置するといった流れが一般的な形であったため、施設は県内のどこにあっても良かった。そうすると、地域の中では、その家庭の問題が見えなくなってしまう。近年では、在宅でどれだけ支援するかも重要であり、引き離すだけであれば、児童相談所と児童養護施設だけで十分だが、在宅の支援をしなければならぬため、保護された子どもを家に帰す際のフォローまで考えていく必要がある。在宅支援と虐待対応を一体的に実施することが国の方針であり、地域に根ざした支援が求められている。</p>
会長	<p>虐待通告で子どもを引き離すケースは数パーセントであり、現在、施設においても、いかに家庭に帰すかが課題となっている。アフターケアという点では、まさに、地域がサポートし、受け皿を作っておかなければならない。宇都宮市が、中核市として、膨大な予算をかけてでも児童相談所を設置するというこの心意気を買っている。県が今まで担っていた部分を、宇都宮市が児童相談所を設置して対応することに対し、県がサポートできるような体制を作っていただきたい。</p>
委員	<p>児童相談所の職員をカウンセリング、また、サポートするような人材も必要となるかもしれない。</p>

委員	冒頭、会長から、埼玉県の見解表明と支援に関する話があった。栃木県では、今年度、ワーキンググループ立ち上げ、議論を進めているところであるが、話がなかなか煮詰まらない状況である。義務化されている子どもの意見を聴くことについて、児童相談所のケースワーカーなどではなく、第三者が聞いていくようなところから議論をスタートし、後々、児童養護施設や里親に措置された子どもからの意見聴取についても、より良い制度を作っていく流れとしている。
会長	埼玉県においても、弁護士会や心理士会、社会福祉士会などといった、専門性をもった団体に依頼している。また、多くの支援員を確保するため、一般市民に広げていくといった議論になっている。数年はかかることが想定されるが、希望者に対して研修を行っていくような制度を検討している。
委員	弁護士や医者への配置については、議論しなければならない。弁護士については、配置、またはそれに準ずる措置をしなければならないこととなっており、県では、1人の弁護士が、週に1度、半日間、非常勤で中央児童相談所に勤めており、県北や県南の児童相談所の相談も受けるような体系としている。宇都宮市として、弁護士はどのように配置する考えなのか。また、医者についても、どのように配置する考えなのか伺いたい。
事務局	職員配置の詳細については、今後、具体的に検討を進めていく予定である。各関係団体とも意見交換を行いながら、どういった配置が適切か探っていきたいと考えている。
	3 その他
会長	質問・意見等はあるか。
各委員	(質問・意見等なし)
	4 閉会
事務局	以上で、第3回「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会」を閉会する。

以上